

長労発基 0330 第6号  
令和8年4月1日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
長崎県支部長 殿

厚生労働省長崎労働局長

令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(要請)

職場における熱中症予防対策については、厚生労働省として平成29年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して取り組んできたところです。本年も、令和8年4月を準備期間、令和8年5月1日から9月30日(令和8年7月は重点取組期間)を本期間として令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施することとなりました。

令和7年の長崎県内での職場における熱中症災害の発生状況(休業4日以上)は、死亡災害が1件、休業災害が22件となっており、休業災害は前年と比べて1件減少したものの、死亡災害が発生(前年は0件)しています。業種別にみると、建設業、警備業、商業、造船業、社会福祉施設など多岐にわたる業種で発生しており、被災者の年齢も20歳代から80歳代までの幅広い年代となっています。

今夏も猛暑が予想されるため、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることが重要です。

厚生労働省では、令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、すべての職場において、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(以下「熱中症ガイドライン」という。)に基づく熱中症防止対策を講じるよう呼びかけるとともに、その徹底を図ることとしております。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を御理解いただき、熱中症ガイドラインに基づき、各職場の実情に応じた効果的な対策を実施していただきますよう、会員事業場等への周知等について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトが公開されておりますので、ご参考ください。

●職場における熱中症予防対策ポータルサイト

職場における熱中症予防情報

検索

